

令和6年6月3日

様

新潟市水道事業管理者
水道局長 長井 亮一
(公印省略)

指定給水装置工事事業者制度に係る指定の更新について（通知）

日頃より、本市の水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年10月1日より水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の更新制が導入され、今年度更新対象となる皆さまにおかれましては、有効期間（令和6年9月29日）内での指定の更新手続きが必要となります。つきましては、同封の申請書類をご記入いただき、下記の期限までに提出していただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、更新手続きの日程は決まり次第、別途通知させていただきます。

記

1 申請書類の提出期限

令和6年7月5日（金）必着（郵送の場合、当日消印有効）

2 申請書類の提出先（郵送もしくは持ち込み）

〒951-8560
新潟市中央区関屋下川原町1-3-3（別館2階）
新潟市水道局 管路第1課 管理係

3 提出書類

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（両面）（様式第1）
- ② 機械器具調書（別表）
- ③ 誓約書（様式第2）
- ④ 定款（写し）（原本証明記載・代表者印あり）及び登記事項証明書（法人）（原本）
又は住民票の写し（個人）（原本）
- ⑤ 給水装置工事主任技術者選任届出書（様式第3）
（※更新申請後14日以内に届出。ただし、更新申請と同時提出可）
- ⑥ 給水装置工事主任技術者免状（写し）又は主任技術者証（写し）
- ⑦ 指定給水装置工事事業者確認事項（確認様式1）（※添付書類）
- ⑧ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（確認様式2）（※添付書類）
- ⑨ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況等（確認様式3）（※添付書類）
（裏面に続く）

⑩ 【現在の登録事項に変更がある場合】

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）

給水装置工事主任技術者選任・解任届（様式第3）

（※添付書類）

※添付書類について、更新提出書類と兼ねることはできません。変更申請用にご用意ください。（例：定款（写し）（原本証明記載・代表者印あり）、登記事項証明書（原本）等を更新申請用と変更申請用に2部必要）

4 その他

- (1) 申請書類に不備等がある場合、電話等でご連絡させていただきます。申請書類には、ご連絡が取れる電話番号やEmailアドレスのご記入をお願いいたします。
- (2) 更新を希望されない事業者の方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- (3) 現在水道局に登録している内容と更新時の内容に相違がありましたら、速やかに指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）、給水装置工事主任技術者選任・解任届（様式第3）、各添付書類を提出してください。
- (4) そのほか不明な点等ございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

5 更新手続きの流れ（参考）

① 更新の通知受領（本文書）



② 申請書類作成



③ 申請書類提出（郵送もしくは持ち込み・令和6年7月5日（金）締切）



④ 申請書類審査（水道局が実施します。不備等がある場合は連絡させていただきます。）



⑤ 納入通知書及び更新手続き日時のご案内を受領（令和6年7月下旬頃に送付予定）



※申請手数料 ¥10,000 円をお近くの金融機関（納入通知書裏面参照）にて納付してください。

⑥ 来庁して更新手続き（ご案内⑤に記載の日時）



⑦ 更新証の受領（手続き当日）

6 更新に関する問い合わせ先

新潟市水道局 管路第1課 管理係

担当：渡辺・佐藤・清水

電話：025-232-7347

Email：kanrol.ws@city.niigata.lg.jp